

第百四十五回国会
衆議院

大蔵委員会議録第七号

平成十一年二月十九日(金曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君

理事 鴨下 一郎君

理事 上田 清司君

理事 石井 啓一君

安倍 晋三君

大島 理森君

倉成 正和君

河野 太郎君

桜田 義孝君

砂田 圭佑君

村上誠一郎君

渡辺 博道君

海江田万里君

仙谷 由人君

中川 正春君

大口 善徳君

並木 正芳君

鈴木 淑夫君

佐々木憲昭君

横光 克彦君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 谷垣 禎一君

大蔵省主計局次長 藤井 秀人君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

委員外の出席者

大蔵委員会専門員 藤井 保憲君

委員の異動

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号

平成十一年二月十九日

二月十九日

補欠選任

平沼 赳夫君

渡辺 喜美君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

同日

安倍 晋三君

倉成 正和君

二月十九日
消費税率を三%に戻すことに関する請願(中林
よし子君紹介)(第六三三号)

同(松本善明君紹介)(第六二四号)

同(濱田健一君紹介)(第六四四号)

同(穀田恵二君紹介)(第六五五号)

同(寺前巖君紹介)(第六五五号)

同(濱田健一君紹介)(第六五六号)

同(春名真章君紹介)(第六五七号)

同(平賀高成君紹介)(第六五八号)

同(古堅実吉君紹介)(第六五九号)

同(吉井英勝君紹介)(第六六〇号)

同(中川内博史君紹介)(第六六〇号)

同(中林よし子君紹介)(第六七〇三三)

同(濱田健一君紹介)(第六七〇四号)

同(石井郁子君紹介)(第六七二五号)

同(金子満広君紹介)(第六七二六号)

同(川内博史君紹介)(第六七二七号)

同(木島日出夫君紹介)(第六七八号)

同(児玉健次君紹介)(第六七九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第六七三〇号)

同(志位和夫君紹介)(第六七三〇号)

同(中林よし子君紹介)(第六七三二二)

同(春名真章君紹介)(第六七三三三)

同(不破哲三君紹介)(第六七三四号)

同(松本善明君紹介)(第六七三五号)

同(吉井英勝君紹介)(第六七三六号)

同(配偶者特別控除の廃止に関する請願(平田米男
君紹介)(第六四四号)

同(吉井英勝君紹介)(第六七三六号)
配偶者特別控除の廃止に関する請願(平田米男
君紹介)(第六四四号)
年金生活者に対する課税最低限度額引き上げに
関する請願(笹木竜三君紹介)(第六六一号)
所得税の基礎控除引き上げ、課税最低限度額の
抜本的改正に関する請願(石井郁子君紹介)(第
六七二号)
同(大森猛君紹介)(第六七三三三)

同(金子満広君紹介)(第六七四四号)

同(木島日出夫君紹介)(第六七五五号)

同(児玉健次君紹介)(第六七六六号)

同(穀田恵二君紹介)(第六七七七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第六七八八号)

同(佐々木陸海君紹介)(第六七九号)

同(志位和夫君紹介)(第六八〇号)

同(瀬古由起子君紹介)(第六八一八号)

同(辻第一君紹介)(第六八二二二)

同(寺前巖君紹介)(第六八三三三)

同(中路雅弘君紹介)(第六八四四号)

同(中島武敏君紹介)(第六八五五号)

同(中林よし子君紹介)(第六八六六号)

同(春名真章君紹介)(第六八七七号)

同(東中光雄君紹介)(第六八八八号)

同(平賀高成君紹介)(第六八九九号)

同(不破哲三君紹介)(第六九〇〇号)

同(藤木洋子君紹介)(第六九一一号)

同(藤田スミ君紹介)(第六九二二二)

同(古堅実吉君紹介)(第六九三三三)

同(松本善明君紹介)(第六九四四号)

同(矢島恒夫君紹介)(第六九五五号)

同(山原健二郎君紹介)(第六九六六号)

同(吉井英勝君紹介)(第六九七七号)

同(国民の暮らしを守るため、消費税率の三%引き下
げに関する請願(金子満広君紹介)(第六九八八号)

消費税率引き下げに関する請願(古堅実吉君紹
介)(第六九九号)
不況打開、消費税率三%引き下げに関する請願
(佐々木憲昭君紹介)(第七〇〇号)
同(中林よし子君紹介)(第七〇二二二)
同(矢島恒夫君紹介)(第七〇三三三)
大型所得減税、消費税減税に関する請願(田中
慶秋君紹介)(第七〇六六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

平成十一年度における公債の発行の特例に関す
る法律案(内閣提出第一号)

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所
得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案
(内閣提出第四号)

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者
等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法
律案(内閣提出第六号)

○村井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成十一年度における公債の発行の
特例に関する法律案、経済社会の変化等に対応し
て早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措
置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡
路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特
例に関する法律の一部を改正する法律案及び有価
証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案の
各案を議題といたします。

平成十一年度における公債の発行の特例に関す
る法律案に対する質疑は、去る九日、既に終局い
たしております。

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案の各案に対する質疑は、去る十七日、既に終局いたしましたとおりです。

この際、平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案に対し、上田清司君外一名から、民主党提案による修正案が、また、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対し、佐々木憲昭君外一名から、日本共産党提案による修正案が提出されております。

両修正案について、提出者からそれぞれ趣旨の説明を聴取いたします。上田清司君。

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。

平成十一年度における公債発行の特例に関する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

ただいま議題になりました平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案に対する修正案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

歴代自民党政権の経済失政により、我が国経済は戦後最悪ともいえる危機にあります。バブル経済崩壊後、政府は累計で百兆円を超える経済対策を講じてきました。そして、小渕内閣はついに、公債依存度約四割という財政規律無視の予算を組むに至りました。

この予算で景気が回復するのであれば、それ
やむを得ないのかもしれませんが、しかし、小
渕内

閣が絶対の自信を持つて提出された予算は、相変らず土木工事中心の適正を欠く予算であり、景気回復に何ら効果がないのは目に見えております。

景氣回復に効果のない、適正を欠く予算は、国及び地方の借金を際限なく膨張させ、国民の将来に對する不安を著しく増幅します。平成十一年度末には、国及び地方の借金は六百兆円にまで膨張する見込みですが、これはGDPをはるかに超える金額であり、主要先進国の中では最悪です。このような危機的な財政状況に国民の不安が高まり、景氣がますます冷え込んでいるのであります。まさに悪循環のきわみであります。

そこで、我々民主党は、予算の組み替えによつて景氣回復を確実にするとともに、財政規律を取り戻して国民の将来に対する不安を取り除くため、本法律案に対する修正案を提出するものであります。

次に、修正案の概要について御説明いたします。

まず第一に、政府は、平成十一年度に発行する特例公債については、その発行額をできる限り抑制することとします。

第二に、政府は、本法律の施行後一年以内に、公債の発行残高を減少させるための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることといたします。

以上が、修正案の概要であります。
政府提出の原案は、財政規律という重要な要素が欠けており、財政再建へのビジョンも何もない無責任なものであります。国民の将来に対する不安を取り除くためには、今申し上げたような修正を加えることが不可欠であります。

何とぞ、国の将来を憂う議員の皆様の御賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

○村井委員長 次に、佐々木憲昭君。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○佐々木(憲)委員　私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法等の一部を改正する法律案の修正案について、提案理由を説明します。

戦後最悪の消費不況に陥っている今、内需の中心の柱である個人消費をいかにふやし、日本経済の立て直しを図るか、これが急務となっております。ところが、政府がとってきた対策は、ゼネコンと大銀行への支援が中心で、肝心の国民の消費拡大のための対策は何らとられておりません。

今回、過去最大規模の減税を行うとして政府が提出した恒久的減税法案は、その恩恵を受けるのは大企業と高額所得者ばかりで、七、八割の国民は九八年より増税となります。これでは、国民の消費拡大につながらないことは明白であります。

国民の消費をややすため最も有効な対策は、消費税の税率を増税前の三%に引き下げることであります。これは、直接国民の消費拡大につながる

という点でも、消費税を転嫁し切らず自己負担を余儀なくされている中小零細企業を助けるという点でも、大きな効果があります。消費税減税を行い、これと庶民に手厚い所得減税を組み合わせることによってこそ、国民すべての階層が昨年より減税となるのであります。

最近の日銀調査でも五七％が消費税の減税を求めており、今やどの世論調査でも景気対策のトツプが消費税減税です。今こそ、この声に政治がこたえるべきであります。

日本共産党が提案する修正案は、国民の要求にこたえ、消費税率を当面直ちに三％に引き下げようとするものであります。現在、国税四％、地方消費税一％、合わせて五％となっている消費税率

を、我が党の修正案では、今年四月一日から当分の間三％に引き下げ、その際、地方財政に配慮して、二％の減税はすべて国税分とし、地方消費税の一分は現行のまま確保するものとしています。また、消費税減税による地方交付税の減少を補うために、

めの措置は別途講ずることとし、地方財政に支障を来さないように配慮しております。

消費税が必要という立場に立つ政党も、将来の税制のあり方についての見解の違う政党も、戦後最悪の消費大不況を乗り切るための当面の景気対策として、緊急に消費税の減税を行うという一点で共同が可能であると私たちは確信しております。

御審議の上、御賛同くださるようお願いして、私の提案理由の説明といたします。

○村井委員長　これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する佐々木憲昭君外一名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。大蔵大臣宮澤喜一君。

○宮澤國務大臣　消費税率の引き上げを含む平成六年秋の税制改革は、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものである。我が国の将来にとって極めて重要な改革であったと考えております。したがいまして、本修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○村井委員長　これより各案及び面修正案を一括して討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。小池百合子君。

○小池委員 私は、自由民主党、自由党を代表して、ただいま議題となっております内閣提出の公債発行特例法案を初めとする四法案に賛成し、民主党提出の修正案及び共産党提出の修正案に反対する討論を行います。

昨年の自民、自由両党の党首合意に基づき、両党が協力して平成十一年度税制改正作業を行いました。十二月に入ってから税制改正への参加で

はありましたが、我が党の主張も数多く取り入れられた税制改正案であります。

以下、政府提出の四法案に賛成する主な理由を申し上げます。

大胆な住宅減税、設備投資促進税制の期限的創設が盛り込まれており、景気回復を加速するものであります。加えて、自由党のかねてよりの主張であります法人課税の実効税率四〇％への引き下げ、少子化対策税制の拡充、並びに有価証券取引税、取引所税の廃止が盛り込まれ、最高限税率の五〇％への引き下げを含む所得課税の恒久的減税とあわせて、これらの減税の規模も、自民、自由両党首合意どおり十兆円に迫るものとなっております。

なお、平成十一年度特別公債法案については、景気回復最優先予算に必要不可欠なものであります。

以上が、政府提出四法案に賛成する主な理由であります。

なお、民主党提出の修正案、共産党提出の修正案につきましても、見解を異にするものであり、反対をいたします。

最後に申し上げます。

来年度の税制改正は、最高税率を引き下げること、中堅所得者層へ配慮すること、景気に配慮をするため減税規模を確保すること、昨年度大幅な定額減税を行ったこと、一年限りではないことなど、さまざまな制約、要請の中で苦心、工夫をしてつくられた案であると理解をしております。

しかしながら、直面する危機を脱するための施策とは別に、我が国の構造問題に対する改革がいささかもおろそかになることがあってはなりません。経済社会の構造改革を進めるとともに、社会保障制度の基盤を強化するための税制等の抜本改革をさらに改めて検討を行っていく必要があることを申し上げます、私の討論を終わります。(拍手)

○村井委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 私は、民主党を代表して、政府提出の平成十一年度における公債の発行の特例に

関する法律案に反対するとともに、同案に対する民主党修正案に賛成し、政府提出の経済社会の變化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案に反対し、政府提出の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に賛成するとともに、同案に対する共産党修正案に反対し、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案に賛成する立場から討論を行います。

政府提出の平成十一年度公債特別法案は、膨張する公債残高について何ら手だてを講じることもなく、財政規律の精神が全く欠けております。したがって、民主党は、未来への責任を果たす者として、このような無責任な政府案には到底賛成ができません。

これに対し、民主党は、特別公債の発行額をできる限り抑制するとともに、公債発行残高を減少させるために必要な措置を講ずることを政府に義務づけるという内容の修正案を提出いたしました。ここはぜひ、財政危機を憂う議員皆様の御賛同をお願いいたしますと存じます。

政府提出の所得税、法人税負担軽減措置法案につきましても、所得税の最高税率のみの引き下げと定率減税、課税最低限の引き上げ等の愚策を継ぎはぎしたものにすぎず、将来を展望した抜本的税制改革につながる内容とは到底言えないだけでなく、減税の恩恵が高所得者層のみにとらされ、大半のサラリーマン世帯では昨年の特別減税後と比較して負担増になることから、景気対策としての効果もほとんどないと考えます。したがって、政府案には賛成できません。

これに対して、民主党としては、所得税の五段階の税率を一律に二割引き下げるとともに、サラリーマンのみが割を食っている現在の所得課税のあり方を改めるため、所得税法改正案、また中低所得者層の負担軽減を図る観点から、児童手当の抜本的拡充と所得税の扶養控除の見直しをあわせて盛り込んだ児童手当法及び所得税法改正案の二

法案を提出し、堂々と論戦を繰り広げてまいりました。

民主党としては、この二法案に各会派の御賛同を求めてまいりましたが、まことに残念なことに、村井委員長の不見識な対応によって本日の採決に付されないという扱いになってしまいました。

租税特別措置法等改正案は、住宅減税、投資促進税制、金融関連税制部分についておおむね民主党の主張してきた内容に沿うものであること、阪神・淡路大震災関係の特例措置については被災地の復興や生活再建に資する内容であると判断し、賛成することといたしました。

なお、共産党提出の修正案につきましても、一部見解を異にするものであるため、反対することといたしました。

有価証券取引税法等の廃止法案についても、民主党がかねてから主張してきた当然の内容であると判断し、賛成することといたしました。

以上が、民主党としての各案に対する賛否の理由及び意見であります。各会派の皆様の御理解と御賛同を強く求め、私の討論といたします。(拍手)

○村井委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出、特別公債発行法案、国税関連三法案、並びに民主党提出、特別公債発行法案に対する修正案に反対し、日本共産党提出、租税特別措置法等一部改正案に対する修正案に賛成する討論を行います。

現在、日本経済は、消費不況の激化と財政危機という二重の危機に直面しています。今、その打開に向けた方策が求められていますが、政府提出の四法案は全く逆の方向を向いたものであります。

特別公債発行法案は、九九年予算案の歳入不足対策として二十一兆七千億円の赤字国債を発行するためのものであり、赤字国債発行額としては、当初予算で過去最高だった九六年度の約二

倍という巨額のものであります。これは、景気対策の名のもとにゼネコン型公共事業を拡大するなど、財政の浪費を拡大した結果であります。我が国の財政を未曾有の危機に陥れる、かかる法案には反対であります。

今必要なのは、財政の浪費的支出を徹底して削って財政破綻を回避し、消費不況打開に必要な分野へ思い切った財政出動を行うことである。政府は、財政再建は景気が回復軌道に乗ったから考えるという無責任な態度をとっていますが、政府の景気対策は、財政危機と消費不況の両方を悪化させるものだと言わざるを得ません。

政府が景気対策として提出した所得税、法人税の恒久的減税法案は、減税とは名ばかりで、九八年特別減税の打ち切りのもとで大多数の国民に一兆円もの増税を強いるものです。これでは、消費不況の打開に何の役にも立たないことは明白であります。

一方、所得税の最高税率引き下げと定率減税の実施、法人税率の引き下げによって、大企業、高所得者には大減税をもたらします。所得税の最高税率の引き下げは、税の応負担原則に逆らい、財政の所得再配分機能を弱めるものです。法人税率の引き下げは、課税ベースの拡大もなしに行われ、欧米と比較して最低の課税水準に引き下げるといふものであり、何の道理もありません。

租税特別措置法等一部改正案では、企業関係税制のほとんどが延長されており、是正が必要な大企業優遇税制を温存しています。それどころか、不況対策を理由に、情報通信、自動車産業のために新たに数千億円規模の租税特別措置の拡充を行っています。

加えて、有価証券取引税法等廃止法案により、株取引を行う大資産家や法人企業、自己売買取引を行う証券会社の負担を軽減しようとしています。

このような高額所得者減税、大企業減税は、税の公平性に逆行するばかりか、税収の空洞化を進め、財政の基盤を脆弱化させるものであります。

国税関連三法案は、中小法人の軽減税率の引き下げや、住宅ローン減税の大幅拡充、阪神・淡路大震災にかかわる特例措置の延長を初め、幾つかの肯定できる内容を含んでいますが、以上述べたように、大企業、高額所得者減税が中心であり、消費不況打開に役立たないものであって、全体として反対であります。

今日の深刻な消費不況の打開には、個人消費を直接温める消費税減税が最も効果的であり、国民多数が求めているものであります。我が党提出の租税特別措置法等改正案への修正案の可決こそが、国民の声にこたえるものであると確信するものです。

なお、民主党提出の公債発行特例法案に対する修正案については、赤字国債発行を少なくする努力規定を設けても、発行額を減少させる保証にならないと考えるため、反対いたします。

以上で、日本共産党を代表しての討論を終わります。(拍手)

○村井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○村井委員長 これより採決に入ります。

まず、平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案について採決いたします。

まず、上田清司君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、佐々木憲昭君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村井委員長 ただいま議決いたしました租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案に対し、井奥貞雄君外四名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。井奥貞雄君。

○井奥委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたします案文

を朗読し、趣旨の説明いたします。

〔租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案〕及び「有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案」に対する附帯決議

(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、一層の歳入の重点化・選別化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制については、国民の理解と信頼を確保する観点から、個人及び法人の所得課税のあり方についての抜本的見直し等を含め、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一 利子・株式等譲渡益に対する課税のあり方については、総合課税化の問題を十分勘案しつつ、課税の公平・適正の観点から引き続き検討すること。

一 租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。

一 国及び地方の財政が極めて厳しい状況になっていることに配慮し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方について引き続き検討すること。

一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化・情報化、更には滞納整理等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、職務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、定員の確保及び機構・職場環境の充実に特段の努力を行うこと。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済

取引の広域化・複雑化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の一層の機械化促進に特段の努力を行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長 起立多数。よって、両案に対し附帯決議を付すことに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵大臣宮澤喜一君。

○宮澤閣務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○村井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案に対する修正案
平成十一年度における公債の発行の特例に関する

る法律案の一部を次のように修正する。

第二条第四項中「発行した公債については、」を「発行する公債についてはできる限りその発行額を抑制するとともに、同項の規定により発行した公債については」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則に次の一項を加える。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後一年以内に、公債の発行残高を減少させるための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中租税特別措置法第八十五条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第八十六条の三の次に次の一条を加える。

(消費税の税率等の特例)

第八十六条の三の二 消費税法の適用については、当分の間、同法第二十九条中「百分の四」とあるのは「百分の二」と、同法第三十条第一項、第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百分の四」とあるのは「百分の三」と、同法第三十八条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の四」とあるのは「百分の二」と、同法第三十九条第一項中「百分の四」とあるのは「百分の二」とする。

附則第一条第一号中「附則第四十一条」を「附則第四十二条」に改め、同条第八号中「附則第三十八条第一項及び第四項、第五十一条並びに第五十三条」を「附則第三十九条第一項及び第四項、第五十

四条並びに第五十六条」に改め、同条第九号中「附則第三十九条」を「附則第四十条」に改める。

附則第五十三条を附則第五十六条とし、附則第五十条から第五十二条までを三条ずつ繰り下げ、附則第四十九条を附則第五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(地方税法の一部改正)

第五十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条の三の次に次の一条を加える。

(地方消費税の税率等の特例)

第九条の三の二 地方消費税の税率は、租税特別措置法第八十六条の三の二の規定が適用される間、第七十二条の八十三の規定にかかわらず、百分の五十とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の百四第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 別段の定めがあるものを除くほか、前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)の規定は、施行日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保稅地域から引き取られた課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

2 新地方税法附則第九条の三の二第二項の規定において読み替えられた地方税法第七十二条の八十七の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間の直前の課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間の直前の課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。

3 消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項

を記載した申告書を提出する場合においては、前項中「消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間の直前の課税期間」とあるのは「消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間」と、「当該課税期間の直前の課税期間」とあるのは「当該中間申告対象期間」とする。

4 地方税法第七十二条の八十七の事業者(消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する事業者に限る。)が、施行日以後に終了する中間申告対象期間(消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この項において同じ。)に係る地方税法第七十二条の八十七の規定による申告書を提出する場合において、消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれて

いるときは、当該申告書に係る中間申告対象期間を一の課税期間とみなして第七項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る地方税法第七十二条の八十七各項の規定による譲渡割額として同条各項の規定を適用する。

5 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、新租税特別措置法第八十六条の三の二において読み替えて適用される消費税法第二十九条に規定する税率と異なる税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

6 第四項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一 施行日前に事業者が行った課税仕入れ
二 施行日前に事業者が保稅地域から引き取った課税貨物
三 附則第三十八条第十項の規定の適用を受ける課税仕入れ
四 附則第三十八条第九項、第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、附則第三十八

条の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの

7 地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間(同法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。)に係る同法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は前項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該残額を当該課税期間に係る同法第七十二条の八十八第一項前段に規定する譲渡割額として同項の規定を適用する。

一 イに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及びロに掲げる金額に百分の五十を乗じて得た金額の合計額
イ 当該課税期間中に当該事業者が行った第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等(地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第十一号)附則第五十五条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。)に係る消費税額の合計額
ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等(第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。)に係る消費税額の合計額

二 イに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及びロに掲げる金額に百分の五十を乗じて得た金額の合計額
イ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保稅地域から引き取った課税貨物(前項に規定する経過措置対象課税仕入れ等(地方税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。))に限る。)につき、この法律の施行前の消費

税法第三章の規定を適用した場合に同章の規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

口 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物(前項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。)につき、この法律の施行後の消費税法第三章の規定を適用した場合に同章の規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者

8 地方税法第七十二条の八十八第一項の事業者が、施行日以後に終了する課税期間に係る同項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を同法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と、当該控除しきれなかった金額を同項に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

9 地方税法第七十二条の八十八第二項の事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が、施行日以後に終了する課税期間に係る地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に第五項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第七項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金

額があるときは、当該控除しきれなかった金額を当該課税期間に係る同法第七十二条の八十八第二項に規定する金額として同項の規定を適用する。

10 地方税法第七十二条の八十八第二項の事業者
(消費税法第四十五条第一項の規定により消費
税に係る申告書を提出する義務がある者に限
る。)が、施行日以後に終了する課税期間に係
る消費税法第四十五条第一項の規定による申告
書を提出する場合において、当該課税期間に係
る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金
額に第五項に規定する経過措置対象課税資産の
譲渡等又は第六項に規定する経過措置対象課税
仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第七
項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる
金額を控除して残額があるときは、当該事業者
は、地方税法第七十二条の八十八第一項に規定
する事業者と、当該残額を当該課税期間に係る
同項前段に規定する譲渡割額とみなして、同項
の規定を適用する。

11 地方税法第七十二条の八十八第二項の事業者
（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税
税の申告書を提出しようとする者に限る。）が、
施行日以後に終了する課税期間に係る地方税法
第七十二条の八十八第二項の規定による申告書
を提出する場合において、当該課税期間に係る
同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額
に第六項に規定する経過措置対象課税仕入れ等
に係る消費税額が含まれているときは、第七項
第二号に掲げる金額を当該課税期間に係る同法
第七十二条の八十八第二項に規定する金額とし
て同項の規定を適用する。

12 第十項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新地方税法第二章第三節及び附則第九条の三の二から第九条の十六までの規定の適用に關し必要な技術的調整その他の必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八条を附則第四十九条とし、附則第四十四条から第四十七条までを一条ずつ繰り下げ

附則第四十三條中「附則第四十二條」を「附則第四十三條」に改め、同條を附則第四十四條とする。

附則第四十二條を附則第四十三條とし、附則第三十八條から第四十一條までを一條ずつ繰り下げ、附則第三十七條の次に次の一條を加える。

第三十八条 新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに施行日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 事業者が、施行日前に行った消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税の税率については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定を適用する。

3 事業者が、施行日前に行った法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号。

以下この条において「法人税法等改正法」という。附則第二十八条第二項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等につき法人税法等改正

法附則第二十七條の規定による改正前の消費税法(以下この条において「旧消費税法」という。第十五条第一項の規定の適用を受けた場合及び法人税法等改正法附則第二十八条第三項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等につき同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法第十五条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の

課税資産の譲渡等に係る消費税の税率については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定を適用する。

4 事業者が、施行日前に行った法人税法等改正法附則第二十八条第五項に規定する資産の延払条件付販売等につき旧消費税法第十六条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税の税率については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定を適用する。

5 第二項、第三項又は前項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る消費税法第三十八条及び第三十九条の規定による消費税額の控除等については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定を適用する。

6 事業者が、施行日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項に規定する長期大規模工事の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、同項の規定の適用を受けるときは、当該長期大規模工事の目的物のうち当該長期大規模工事の着手の日から施行日の前日までの期間に

対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税の税率については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

7 事業者が、施行日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第二項に規定する工事の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該工事に係る対価の額につき、施行日の属する年又は施行日の属する事業年度以前の事業年度において同項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があり、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、当該工事の目的物のうち当該工事の着手の日から施行日の前日までの期間に

本修正の結果必要とする経費
本修正による減収見込額は、平年度約五兆二千
億円である。

対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税の税率については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

8 事業者が、法人税法等改正法附則第二十八条第六項に規定する長期工事の請負に係る契約（平成八年十月一日以後に締結されたものに限る。）に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期工事に係る対価の額につき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において旧消費税法第十七条第一項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があり、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、当該長期工事の目的物のうち当該長期工事の着手の日から施行日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税の税率については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

9 第六項、第七項又は前項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る消費税法第三十八条及び第三十九条の規定による消費税額の控除等については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

10 事業者が、第六項、第七項又は第八項の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうちこれらの規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）における消費税法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

11 事業者が、第六項、第七項又は第八項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しがこ

これらの規定の適用を受けたものである旨及びこれらの規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

12 事業者が、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日以後に消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

13 消費税法第三十六条第一項の事業者が、施行日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを施行日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

14 前項の規定は、消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保稅地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保稅地域」と読み替えるものとする。

15 第十三項の規定は、消費税法第三十六条第五項の事業者が、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなった場合について準用する。

16 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、施行日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定に

よる消費税額の控除については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

17 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、新租税特別措置法第八十六条の三の二の規定は、適用しない。

18 施行日以後に終了する課税期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合には、その末日が施行日以後である当該中間申告対象期間。以下この項において同じ。）においてこの条の規定により新租税特別措置法第八十六条の三の二において読み替えて適用される消費税法第二十九条に規定する税率と異なる税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る同法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第四十五条第一項の規定による申告書については、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

19 前各項に定めるもののほか、第一条の規定（租税特別措置法第八十六条の三の次に一条を加える改正規定に限る。）の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成十一年三月十一日印刷

平成十一年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K